

# 京都府鍼灸師会は

## 「公益社団法人」の認定を受けました。

### 公益法人とは「公益を目的とする事業を行う法人」のことです。

公益法人とは、宗教や慈善、学術、技芸などの公益（広く社会の役に立つこと）を行う法人として、約115年前、明治29年に制度がスタートしました。100年以上、公益法人制度の抜本的な改革は行われず、世の中の変化とのズレも大きくなっていました。

そこで平成20年12月に「新公益法人制度」が施行されました。これは民間による非営利の活動を活発にし、民（みんな）による公益を増進するとともに、官庁ごとに法人の設立・運営にばらつきがあったことなど、問題の解決を目的としています。新しい公益法人制度では、「一般社団法人・一般財団法人」と「公益社団法人・公益財団法人」を設立することができます。

### 従来の公益法人から新たな制度に移行するには？

従来の公益法人は、公益社団・財団法人もしくは一般社団・財団法人に移行するため、平成25年11月30日までに内閣府もしくは都道府県に移行申請し、その上で、移行認定・移行認可を受ける必要があります。申請を行わなかった場合には解散となります。

### 本会は、公益社団法人への移行を目指して、準備を整えました。

平成21年度から準備をはじめ、理事会での議論を踏まえて、22年度定期総会において「公益社団法人」への移行を決議いただき、新定款も採決いただきました。難解な会計処理については、専門の税理士さん達の支援協力をいただき、申請のための資料、文書を整え、京都府の所轄部署との度重なるヒヤリングや指導を受けつつ、本年6月に申請書を電子申請により提出しました。

### 基準を満たしていると認められるには？

基準を満たしているかどうかについては、民間の有識者による公益認定等委員会や都道府県の合議制審議機関によって、中立・公正に厳格な審査が行われ、内閣府や都道府県が最終的に判断します。

### 京都府公益認定等審議会の答申書が発出されました。

8月30日の審議会において、「・・・関係法律に規定する認定の基準に適合すると認める」との答申書が京都府知事あてに発出されました。これを受けて、京都府では9月21日に認定書を交付されます。これをもって9月30日に法務局に「公益社団法人京都府鍼灸師会」の登記を行う予定です。

### 本会が「公益社団法人」となれば？

本会の事業がこれまで以上に高い公益性が求められる一方で、法人税において公益目的事業が非課税になったり（収益事業は課税）、公益法人の寄附者に対する寄附税制の優遇措置などが設けられています。それにも増して大切なのは、本会が新しい法律によって名実ともに社会に認められた公益法人であること、鍼灸が医療としての位置付けを広く認められること、その鍼灸医療を通して社会に貢献できる鍼灸専門団体であると認められること、本会の会員が生涯研修や意識の高揚により高い学識と技術を保持しているレベルの高い鍼灸師であること、・・・などが挙げられます。

**私たち会員は、これまで以上に誇り高く、強い責任感のある鍼灸師として  
日々の臨床に励み、公衆衛生の向上に寄与できる公益事業に貢献いたしましょう。**